

# [医療費のお知らせ]の使い方

#### Pep Upにログインします。

ログイン画面

	pepup
ログイン名:	
2 2 B	したEメールアドレス
パスワード:	
Q <sub>4</sub> 8文寸	に上のパスワード
	パスワードをお忘れの場合
	ロダイン
0 0013	ン状態を保持する



#### Pep Upにログインいただき、ホーム画面上の「医療費」を選択します。

**ホーム**画面(PC)



## 医療費のお知らせTOP

#### 「医療費」ページの下部「医療費のお知らせ」から、閲覧したい対象月の医療費を選択します。



## 医療費のお知らせ詳細

事業所記号	*サンフ	プル	2018年: 被f	10月 医療 保険者番号	費のお知ら 39999	らせ	_	氏名健康	夏太郎 殿	平成	ÿyy年mm月dd日
対象者名	医療機関名	診療年月	診療区分	日数 又は回数	医療費総額		7	医療費の内訳			食事療養費総額
	_	_				窓口負担額	国·自治体 台相額	健保負担額内訳			10
1	2	3	4	5	6		<i>7,1</i>	一般の給付	法定給付 又は高額療養費	付加給付	食事療養費の 窓口負担額
健康 太郎	A B C 外科医院	2018年10月	医科外来	1	4,410	1,323		3,087	8	9	11
健康 太郎	ABC歯科クリニック	2018年10月	歯科外来	1	7,080	2,124		4,956			
健康 太郎	A B C 薬局	2018年10月	調剤	1	10,630	3,189		7,441			
健康花子	DEF歯科クリニック	2018年10月	歯科外来	2	6,410	1,923		4,487			
合計				28,530	8,559		19,971				

#### ※保険適用外の費用は記載されません

この通知の内容について不明な点は、当健康保険組合までお問い合せください。また、この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文書又は口頭で社会 保険審査官(地方厚生(支)局内)に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又 は口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったこと を知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても 提起することができます。

PDFでダウンロードする

## 医療費のお知らせ詳細

ご選択頂いた月の医療費通知明細を閲覧することができます。 医療費のお知らせには各月の医療費や食事療養費が表示されます。 また、ページ下部の「PDFでダウンロードする」ボタンよりPDFでダウンロード可能です。

番号	項目名	内容
1	対象者名	診療の対象者の氏名が表示されます
2	医療機関名	診療した医療機関名が表示されます
3	診療年月	診療のあった年と月が表示されます ※医療費を処理した月を基準に表示しているため、他の月の医療費が表示される場合があります
4	診療区分	診療区分が表示されます
5	日数又は回数	診療にかかった日数が表示されます
6	医療費総額	診療にかかった医療費の総額が入ります
$\overline{O}$	医療費の内訳	医療費の「窓口負担額」「国・自治体負担額」「健保負担額」の内訳が表示されます。
8	法定給付又は高額療養費	法定給付が発生した場合、または高額療養費が発生した場合の払い戻し額がこちらの項目 に表示されます
9	付加給付	健康保険組合が付加給付金を支給した場合こちらが表示されます ※付加給付金の制度のない健康保険組合様の場合、当該項目を非表示にすることが可能です
10	食事療養費総額	入院などで医療費とは別に食事療養費が発生した場合こちらの項目に表示されます
(11)	食事療養費窓口負担額	食事療養費のうち窓口で負担した額が表示されます

## 医療費のお知らせ詳細

### 該当月に医療費が発生していた方にメールが送信されます。

